

平成27年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月3日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	ふるさと振興課長	寺西 隆雄
		政策推進課長	黒川 静一		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼総務課長	江上 文啓
		次長兼心安課	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	次長兼子育て推進課長	鈴木 利彦	次長兼住民課長	伊藤 満
		高齢介護課長	橋本 浩之	保険医療課長	伊藤 光彦
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼まちづくり課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理兼会計管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼水道課長	加藤 和己	水道課長	佐藤 正樹
	消防本部	消防長	奥村 光司		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	川合 保
生涯学習課長		伊藤 保光			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)			
	4 番	安 藤 洋 一	5 番	山 田 新 太 郎

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第5 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第6 議案第1号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第2号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第8号 蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町行政手続条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について

- 日程第25 議案第19号 蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について
- 日程第26 議案第20号 蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について
- 日程第27 議案第21号 平成27年度蟹江町一般会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成27年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第35 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第36 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成27年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日並びに代表質問の撮影、放映許可願いが提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放送することを許可いたしました。なお、本日の会議の放送は、3月5日午後7時からの録画放映となりますので、お願いいたします。

佐藤民生部長より、手術後の安静療養のため会議を欠席したい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

お手元に議会運営委員会報告書、議案第1号に関する資料、議員には議会議員選挙に係る日程のお知らせが配付されております。

ここで、河瀬副町長より行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

皆さん、おはようございます。

貴重な時間を頂戴いたしまして行政報告をさせていただきます。

内容につきましては、今年度の中学生のマリオン市への派遣事業でございます。

今年度のマリオン市の派遣事業につきましては、今月の24日火曜日から30日の月曜日までの7日間の実施を予定しております。今年度はマリオン市と姉妹都市提携を結んでから、ちょうど5年目となる節目の年であることから、町長を団長といたしまして、中学生12名と職員4名を派遣いたす予定でございます。

日程につきましては、24日に中部国際空港から成田、シカゴ、セントルイスを經由してマリオン市に入る予定でございます。中学生の子供たちは、マリオン市に到着後、直ちにホームステイのファミリーに合流、そしてアメリカでの生活を体験することになっております。また、現地におきましては、ジュニアハイスクールの体験、それから日本企業はアイシン精機がございまして、その工場見学等々を予定しております。また、姉妹都市提携の5周年記念事業といたしまして、蟹江町の木でありますキンモクセイの植樹を現地において行う予定であります。また、市長、議会、商工会との町長との懇談を初め公共施設等の見学を予定しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参加者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る2月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。
議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る2月24日の火曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてであります。

本定例会の会期は、本日3月3日火曜日から3月19日木曜日までの17日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。

まず、本日3日、初日でございます。議案上程、付託・精読、町長の施政方針演説、その後、人事案件2件を審議・採決し、その後、全員協議会を開催いたします。また、組合議員選出のため、本日午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたします。

4日水曜日でございますが、3日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第8号から議案第17号、議案第19号、議案第20号の12件の審査をお願いいたします。

そして、午後2時30分から防災建設常任委員会を行います。総務民生常任委員会の付託案件が12件という多数になりますので、防災建設常任委員会は1時間おくれの2時30分からの開催でございます。付託案件といたしまして、議案第18号の1件の審査をお願いいたします。

12日木曜日は代表質問を行います。代表質問終了後、議会運営委員会を開催し、意見書の取りまとめを行います。

なお、広報編集委員会は、議会役員改選後に開催するため、今回は開催いたしませんので、よろしくお願いいたします。

13日金曜日は、12日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

16日月曜日は予算審議を行います。

17日火曜日は、16日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

19日木曜日は最終日でございます。委員長報告、議案審議・採決、閉会となっております。以上が3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いいたします。

3番目、議員派遣についてであります。

1月30日にアイリス愛知で開催された海部郡町村議会議長会に副議長を派遣した旨、議長より報告をいたします。

4番目、人事案件についてであります。

選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」と選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」の2案件については、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選とし、本日午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、被選挙人を選出をいたします。

5番目、代表質問についてであります。

質問順序について、1番、新政会 奥田信宏、2番、公明党 松本正美君、3番、新風 高阪康彦君、4番、21フォーラム 菊地久君の順でお願いをいたします。

質問場所について、最初の質問は登壇をして行い、再質問からは質問席で行います。なお、質問は30分以内で行います。

質問項目の通告について、通告書様式により、質問項目を本日正午までに議長へ通告をできたらお願いをいたします。

6番目、予算審議についてであります。

審議の方法は、先例により行います。

ア、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

イ、特別会計及び水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

7番目、意見書等についてであります。

12月定例会以後、新たに提出されました（1）及び（2）の意見書の取り扱いについて、代表質問終了後、議会運営委員会を開催し協議いたしますので、お目通しをお願いいたします。

8番目、蟹江町議会委員会条例の一部改正についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、蟹江町議会委員会条例第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。施行期日は平成27年4月1日とします。

9番目、議員総会についてであります。

ア、議員役員の任期について、イ、議会運営委員会の構成について、以上2件につきまして、本日、全員協議会の後に議員総会を開催し、協議をいたします。

10番目、その他についてであります。

（1）政務活動費についてであります。

平成27年度4月分の交付申請及び請求書を3月19日木曜日までに、平成26年度の収支報告書を4月10日金曜日までに議会事務局へ提出をお願いいたします。

（2）議員表彰伝達式についてであります。

全国町村議会議長会から奥田信宏議員が議員27年表彰、松本正美議員が議員15年表彰を受

賞されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行います。

(3) 蟹江町希望の丘広場の竣工に伴う内覧についてであります。

3月12日木曜日、代表質問及び議会運営委員会終了後、12日に終了しなかった場合は13日金曜日に、役場庁舎南側出入り口に町のマイクロバスを用意いたしますので、ご参集いただきますようお願いいたします。

(4) その他は記載されたとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

以上、ご報告といたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番安藤洋一君、5番山田新太郎君を指名いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成27年1月30日、名古屋市で開催されました1月定例海部郡町村議会議長会に副議長を派遣しましたので、ご報告いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第4 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第5 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第1号及び選挙第2号は、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第1号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○政策推進室長 服部康彦君

補足説明した。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

補足説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

今回が最後になると思いますが、補正予算につきまして至極丁寧に資料も出されて説明をいただいたわけでありませうけれども、そこで、まず第1点でございますけれども、今回の歳入の問題でございますけれども、大変喜ばしいことだと思っておりますが、4億2,200万円という歳入増になっておるわけでございます。そこで、お尋ねしたいわけでございますけれども、では歳入増になったのはなぜなのか。例えば歳入の町税で町民税が1億9,000万円近く増に

なっておるわけでありましたが、なぜ当初予算と比較をいたしましたときに、最終のときに2億近い補正がここで出てきたのか、税制の捉え方がどういう試算があったのか、その辺につきまして、まず最初からの見込み違いであったのか、それとも最初からこれは計算ずくの税の問題であったのかどうなのか、どこにこういう原因があったのかをまず1つお尋ねをいたしたいわけでありまして。

2つ目には、増になってきております、例えば配当割交付金とか株式等譲渡所得割交付金、これは非常に多いわけで、当初予算は700万円だったんですが、補正で2,400万円入ってきておるわけでありまして。また、滞納対策の問題で収入が入ってきておりますので、全体的にこれらの収入増というのは見込み違いであったのか、こういう主たる要因があって収入がふえましたよということなのかどうなのかをまず第1点。

それから、2つ目には、これは資料を出されておりますけれども、繰越明許費の補正の問題であります。きょう政策推進課のほうから出されました資料がございますけれども、国が出されたのが2月でございますので、対処するにも大変であったということで、これは来年度事業としてやろうと。金は入ったけれども、即1月から3月の間にこんなことをすぐやるはずはありません。したがって、繰り越しにして来年度の事業を進めるということだと思いうわけでございますけれども、この事業の交付対象として、先ほども説明がありましたけれども、1つは生活支援だとか消費者の喚起を促そうと、一方では地方創生という形で何か事業を起こしてちょうだいよと、こういうような戦略的なこれは助成対象になっておるわけありますけれども、とりわけその問題につきまして、おいそれと簡単にこれができるのかどうか。国の言われているこんなことは、正直言って地方としては子育ての問題、支援の問題を当然やらなければいけませんので、きちんとやってきておるつもりだと思いますけれども、しかし、これは一体どうなのかなど。来年度予算の中でのお話に、一応繰越明許でありますので、どういう形で国から与えられた助成の対象事業というのは、誰がどのように立案をしてやろうとするのか。ただ政策推進課だけが考えて物事を進めようとするのか、それとも全体の町民の立場に立って全体がお互いにこれを進めようとするのか、ちょっとわかりづらいわけでございますので、繰越明許にして、その財政的な約6,500万円ぐらいのお金が出ておるわけでございますが、大事なことでありますので、これは来た金だけを使うのではなしに、この事業は拡大をしていこうと、拡大をしなければならぬ重要な課題だというふうに思っておりますが、いかがなものでしょうか。

それから、その中で特にありますのは地方創生の関係ですね。ここに図面に載っておりますけれども、プレミアム付商品券の扱い方でありまして、商店街との関係であります。この地域における商店街というのは、例えばストアだとかコンビニだとかそういうところが対象になるのか、一般的な商店を対象としたものなのか、この辺のところはちょっとわかりづらいわけでありまして。今、皆さんが物を買ったりするときに行くところは一体どこな

んでしょうか。一般的な商店街はシャッター通りになったりしておりまして、ほとんどコンビニだとか何々ストアだとかいうところへ消費者は行っておるわけですね。ガソリンは一応そういう商店でありますけれども、どうもその辺のところは理解がとりづらいが、いかなものかという点。

次に、蟹江高校の関係で起債をということでありましたけれども、それはもう一般財源でできるのではないかということで、これはおやめになったわけですね。では、これは予算をずっと見ておりますけれども、特別支出をするときにどこかに書いてあるのかどうかちょっとわかりませんが、1億6,200万円は一般財源の科目のどこかに書かれて、収入が補正でなっておってこれは出ているのかどうか、ちょっとこれは見づらいものですから、わざわざ整備事業の起債を起さなくても、一般財源で借金をしなくてもできた、そのお金がどういうふうな予算の組み方になっておるのかちょっと見づらいものですから、一度その辺のところについてご説明を願いたい。

それから、昨年の事業で減額減額になっておりますのが、例えば国からの財政国庫補助金の中で来ておる事業として、地域生活支援事業等の補助金440万円、これは減ですね。それから、臨時福祉給付金給付事務費補助金が629万円、これは減ですね。それから、臨時福祉給付金給付事業費補助金990万円が減だとか、それから児童手当の負担金が2,633万5,000円減だとか、この国から来ておるものについて減、減ということはどこに原因があるのかなど、見通しが違うのかなど。国が言うのと町が計算をしてやった人数が違ったのか、それともどういう形でこれは減額になってきておるのかなど、その辺のところはちょっと理解に苦しむわけでありまして。

それから、また減ということで、例えば教育関係では給食費などもこれは減額になっておるわけですね。なぜいろいろ国から補助金でこういうふうに来るとわかっている金額が違ったのか、いつもそうでありますけれども、国の補助金事業というのはわけがわからんことはよくわかるんですよ。本当に勝手なことばかりやって、それで足りないようにしたり、逆にわけがわからんと思うんです。担当者のほうがよく知っておると思うが、本当にその場限りでわけのわからんうちに金だけよこして、なぜおまえら使わなかった、返せという、本当に国とおつき合いをするのは大変だと思いますけれども、そのことは職員の皆さんは言っておりますが、現実、数字の上であらわれたときに、せつかく金があつて何で戻すのかと。それがあつたら、なぜ給食費補助金をあげられなかったのかとか、この人は対象外だといって、ぼんと蹴ったりなんかしたのではないか。もうちょっといろいろな面を民主的にもう少し拡大解釈をしながらやってあげればできたんじゃないかと。ところが、やって支出したことが、後で国の監査でそんなものはいかぬと、返せとよく言うでしょう。

そういう面で、どうも国から来る補助金事業というのと一般に地方の行政との認識の違いがあつたりして、非常に最後はマイナスをふやしたとかというようなことが多いんですが、

その辺のところはどういう形で、ここの補正を組まれたときにどういうことであったのかなと非常に心配をいたします。これからやる5年間の公共事業が六千何百万円ばんとありますよ。そんなものも本当にわけがわからないと思いますので、非常に体制を整えてやらなければいけないと思いますので、まず、きょうの補正予算について、その辺はどのような認識の中で補正予算で減額減額と出されたのか。

または、増額になった歳入の面、特に株式譲渡の問題、これは本当に株が最初は8,000円だとか、ほれ1万円だ、今1万8,800円に対して、ことしは2万円になるのではないかということで、株の売買がふえて、また売ったり買ったりがふえれば、700万円だと最初は思っておったのが2,400万円でほんと売れてくるように、経済状況が、安倍さんの矢がどっちに向かっておるのかどうかは別として、一応そういう面だけは動いておるわけです。だから、その辺もちょっと理解に苦しんでおりますので、申しわけございませんが、財政の収入の件と歳出の問題と国への減額の問題、これらについてももう少しご説明をいただきたいと思ます。

○税務課長 磯野弘幸君

今のご質問で、まず町税の歳入のほうの関係で、当初予算の見込み違いではないかということのご質問も承っておりますが、まずは町税等の予算の立て方なんです、26年度当初予算の立て方に関しましては、前年度の実績等を加味しまして、26年度の予算を立てるわけですが、それで実際に課税時点になりますと、その部分が増、マイナスというような試算にはなるということでございます。

それで、今回の部分に関しましては、法人税のほうが一番多く増になっているかと思うんですが、こちらのほうに関しては、法人税は特に事業者が国税を払われた部分に関して町税の税率を掛けさせていただきますので、これは申告納税でありますので、事業のほうがどういうふうかということになると、なかなか難しい判断もあると思うんですが、今回の部分に関しては、円安傾向、こちらのほうの関係で輸出のほうがふえるのではないかということだと思っております、その部分に関して増になったのではないかということを一応予定をしておりました。税に関しては、特に今回も関係しておりますが、最終的には若干の収納率のアップ、こちらのほうも考えておりました増になったというふうを考えております。

以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

私のほうからは、いわゆる配当金、交付金等に係る部分を説明させていただきたいと思ます。

まず、配当割交付金とは何ぞやというところから、ちょっと説明をさせていただきます。

これは、配当等に係る5%の税金、これは県税でございます。そのうち個人が納めた配当割額に相当する金額のおよそ59.4%を配当割交付金として、県内の市町村に交付されるもの

でございます。

そういった中で、次に株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらにつきましても、株式等譲渡所得割に係る5%の税金、これも県税でございますが、個人が納めた株式等譲渡所得割額に相当する金額の、これも同じくおよそ59.4%が株式等譲渡所得割交付金として県内の市町村に交付されるものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。これは、国から県に払い込まれました地方消費税1.7%相当を各都道府県間で清算し、清算後の地方消費税に相当する金額の50%を人口と従業員数により案分し、県内の市町村に交付されるものでございます。

それから、自動車取得税交付金でございます。これは、自動車取得税として県に納められた税額の66.5%が市町村道の延長及び面積に応じて各市町村に交付されるものでございます。

それから、地方特例交付金でございます。これは、減収補填特例交付金と申しまして、平成20年度から適用される個人住民税における住宅借り入れ等特別控除、いわゆるローン控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するための減収補填特例交付金が交付されるものでございます。

それから、地方交付税は皆様ご存じだと思いますので、省略させていただきます。

最後に、交通安全対策特別交付金でございます。これは、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設の整備の経費の財源として交付されるものでございます。

といった内容でございます。次に、そういった中で、特に議員がおっしゃってみえます株式等譲渡所得割交付金の補正額が2,400万円ということで、非常に高額だというお話だと思いますが、この原因といたしましては、実は株式等譲渡所得割に係る税金が、平成26年1月から税制改正がございまして、税率が上がるというのがあったんですね。そういう関係で、これは想像ですけれども、恐らく25年中に売却された株式が多かったと思われま

す。25年度に売却されましても、それに伴う交付金が実際に算入してまいるのは26年度になりますので、そういった関係で、今回2,400万円ほど増額補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○政策推進室長 服部康彦君

私のほうからは、まち・ひと・しごと創生関連の関係のご説明をさせていただきます。

答弁漏れがありましたら、よろしく申し上げます。

まず初めに、菊地議員のほうからは、事業が難しいのではないかというお話でした。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、年明けになりまして私どもに急遽来まして、実は27年度事業の中で予定されているものの中から、今回事業をピックアップしようと思って考えたんですが、継続して行う事業については対象外ということがございました。新たに行

う事業について、今回交付金を出しますよというお話になっておりましたので、私どものほうから新たに今回は考えさせていただきました。

この中で地方版の総合戦略でございますが、こちらのほうについては必須ということで、実は5年間の策定をするわけでございますが、これに伴いまして、私どものほうは委員会の設定を考えて、各調査を行った上で、5年間、蟹江町がどうすべきかということの策定事業に入っていきたいというふうに考えております。

また、委員につきましては、学識経験者を含め、議員の方にもお入りいただく形で、蟹江町全般に関して検討していきたいと思っておりますし、また、今回の場合は子育て支援がどうも中心的な部分がありますので、そういった関係の方も含めながら進めていければなというふうに思っております。

それから、もう一点、プレミアム付商品券の関係でございます。商店街との関係はどうかということでございますが、こちらにつきましては、私どもは今回、商工会のほうにこれの発行事務について委託をお願いする予定をしております。そんな中で商店街につきましては、商工会の加盟店のみならず、町内の例えば喫茶店だとかいろいろなお店屋さんがございますので、そちらのほうに募集をかけて、手を挙げられたところについては全て対象として今回のプレミアム付商品券が使えるところをしたいと。そのために今回、本来でしたら1,000円券ということを考えておりましたが、500円券を24枚つくることで、喫茶店で例えば食事をしていただいて、おつりが出ませんので、500円券を使っていただくような形ができますので、そういったものもちょっと考えながら、私どもとしては多くの方に蟹江町でいろいろなお店の商売をやってみえる方に、これを機会に本来であれば商工会に入っていれば幸いなんですけれども、それはいけませんので、いろいろな方が手を挙げていただけるような方法を今考えております。

それから、先ほどちょっと説明はしなかったんですが、小規模のお店で使えるもの、それから大きな店舗で使えるもの、それから3つの町村で共通に使えるものという振り分けを、2種類に実は考えております。大型店舗と共通券とは1つにして、蟹江町で例えば半分ぐらいは落としていただけるような形で、半分は蟹江町でしか使えないよというふうな券にするとか、その辺についてもちょっと今検討しておりますので、地域の住民の方の喚起はもちろんのことなんですが、商店街でもいろいろなお店が今回こういった形で参加していただけるような方法を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、私のほうは児童手当の関係でご説明させていただきます。

まず、児童手当の当初予算の組み方でございますが、児童手当は6月、10月、2月と支払いが3回ありまして、2月の支払いというのは一番最大になります。予算の組み方としては2月の支払い金額をベースに3回分を予算立てをするということ。あと、中学3年生につい

では、3月で卒業しますので、2月、3月の随時払い分、それと今後の全体の伸び率を少し掛けて予算どりをするのでございますが、今回、JR蟹江駅北の区画整理が完了したということで、子供さんがたくさん来るだろうという見込みもしまして予算立てをいたした次第でございます。例えば児童手当というのは3歳未満児で、1人月額が1万5,000円、3歳以上から小学校終了までが1万円、3人目以降になりますと1万5,000円と、それと中学生については1万円、なおかつ、前ですと所得オーバーですと支払いがありませんが、今現在5,000円の支払いというのがございます。

ですので、所得オーバーになっても5,000円は受給できるというような形になっておりますので、例えば3歳未満児で、被用者、社会保険の加入者でございますが、770人ぐらいを見込んだと。そうしますと、月1万5,000円ですので、全体で1億3,860万円の予算立てをしたんですが、実際のところ712人いて1億2,816万円、これで大体1,000万円ぐらいの差も出てきますので、どうしても減額補正額が大きくなるということでございます。

以上です。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

ちょっと順番が違うかもわかりませんが、起債の蟹江高校に係る1億6,200万円の減額の中身についてというお話があったと思いますので、まず補正予算書の86、87ページをごらんください。

1番下のほうの右側を見ていただきますと、蟹江高校跡地整備事業ということで638万9,000円の減となっておりますかと思えます。

こちらの左側を見ていただきますと、これは財源内訳ということで、国庫補助金が693万6,000円、県費補助金が47万3,000円で、地方債が1億6,200万円の減額、一般財源が1億4,820万2,000円の増となっておりますかと思えます。

この国庫補助金につきましては、先ほど部長のほうからも説明があったかと思えますが、16ページ、17ページをごらんください。

右側の下から7段目ぐらいになります、がんばる地域交付金というのがあるかと思えます。がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）693万6,000円ということで、これは蟹江高校のほうへ投入をさせていただきました。

それと、18、19ページをお願いいたします。

一番上でございます。南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金20万7,000円、こちらも蟹江高校の整備に使わせていただきました。

それから、もう一つ、20、21ページをお願いいたします。

右側の上から2段目、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金21万2,000円でございます。

こういったものが先ほどの、またちょっと86、87ページにお戻りいただきたいんですけれ

ども、国庫補助金だとか県費補助金を充てさせていただいたということと、あと一般財源の1億4,820万2,000円については、先ほどからちょっと話題になっております税金等々でございますね。こちらで2億8,201万円ほどの増額補正をさせていただいておりますので、この中からこちらのほうに1億4,820万2,000円を充てさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

給食費のことでお話をしたいと思いますが、この給食費の負担金というのは保護者から負担をしていただくというお金が減額されるというふうに捉えていただけるといいのかなというふうに思います。

実は、この給食費のお金を出すときには、学校が1年間でどれくらい本校は給食の回数をやるだろうという計画を出していただきます。中学校ですと大体年間180回ぐらい、小学校ですと185回ぐらいですが、学校行事等々によって若干の違いがあります。それをもとに、1食小学校ですと230円保護者負担、中学校ですと270円、これを掛け算して、1年間に入るお金をまず出します。1年が終わるころに、途中で学校行事の変更もありますけれども、特に台風とか何かで給食をカットする、それによって回数が減ります。当初180回だと思っていたのが178回になった2回分とか、そのような形で今回1年間まとめたところで、これが保護者の負担が減るよというような形でのせておるというふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○民生部次長兼住民課長 伊藤 満君

臨時福祉給付金の990万円の件でございますが、これも菊地議員がおっしゃったとおり、国の試算で出した人数と実際の人数のほうが少ないということでございます。一応基本としましては、平成26年1月1日において蟹江町に住民登録されている方で、26年度分の住民税均等割が課税されていない方でございますが、当初予算でございますが、国の試算で出しますと5,000人、これが実際は4,097人ございました。

あと、加算部分については5,000円の分でございますが、国の試算で出しますと2,500人、これが実際の数字でいきますと2,300人であったということでございます。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑はないでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時からの再開とします。

(午前10時35分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 吉田正昭君

日程第7 議案第2号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第8 議案第3号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第9 議案第4号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第10 議案第5号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第11 議案第6号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第12 議案第7号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第13 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきましたので、少々長くなるかも知れませんが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日ここに、平成27年第1回蟹江町議会定例会の開催に当たり、提出いたします議案の説明に先立ちまして、平成27年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について

申し述べます。

私が3期目の町政を担当させていただき、任期の半分以上が過ぎようとしております。この1年を振り返りますと、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、増税に始まった年度でありました。17年ぶりに税率が上がり、消費が落ち込んだことで、GDPの速報値は半年間続けてマイナス成長となり、日本の景気が悪化いたしました。このような状況下で、10月に日銀がサプライズ緩和となる追加金融緩和を決定し、株高と円安が進みましたが、その直後に安倍総理は、2015年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げを先送りし、衆議院の解散を表明するとともに、年末の総選挙に踏み切りました。結果は、自民党の大勝により第3次安倍政権が発足し、アベノミクスの第3の矢となる成長戦略を実行する局面にございます。

また、自然災害が絶えない年でもありました。国内各地で火山活動が活発化していますが、中でも御嶽山の噴火は戦後最悪の火山災害となり、6人の方が今も行方不明のままです。広島市では、局地的な豪雨による土石流が発生し、多くの住宅が巻き込まれ、74人のとうい命が失われました。10月には、2週続けて大型台風が上陸し、蟹江町におきましても非常配備体制をとり、避難準備情報を発令するなど緊張感が走りました。

このような中、兵庫県を中心として阪神・淡路大震災20周年事業が年間を通じて行われ、「伝える・備える・活かす」を基本コンセプトに、災害文化の発展を目指してさまざまな事業が展開されました。そして、この3月には、東日本大震災から4年を迎えるわけですが、今なお、24万人の方々が避難生活を送ってみえることを思うと、震災復興の難しさを痛感しますとともに、改めて東北の未来を日本の未来と捉えながら、私たち自身の防災・減災対策に取り組んでいく意を強くしたところであります。

そして政府は、昨年12月27日に、地方から日本を創生するという、まち・ひと・しごと創生の長期ビジョンと総合戦略を閣議決定いたしました。これにより、地方創生関係で約4,200億円にも及ぶ平成26年度補正予算を成立させ、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策方針を矢継ぎ早に発信しております。これを受けて、私たち地方の役割は、地域の人口動向や産業実態等を踏まえて、5カ年の政策目標と施策を策定していくこととされております。

日本は世界に先駆けて人口減少と超高齢社会を迎えており、今後も加速度的に進むものと推計されております。人口減少は経済力の低下を招く要因であり、市町村にとってはまさに直面する最重要課題の一つであります。蟹江町におきましても、国の方針に基づく各種の施策を真摯に取り組み、今後の町政運営にしっかりと臨んでまいります。

議員の皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成27年度予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いを申し上げます。

まず初めに、平成27年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度とほぼ同額の94億6,648万9,000円、特別会計につきましては、計6会計で前年度比6.7%増の84億1,767万7,000円、企業会計の水道会計では、前年度比1.6%減の9億7,679万5,000円、総額188億6,096万1,000円の予算を編成いたしました。

それでは、平成27年度の主な施策について、第4次蟹江町総合計画の基本計画に掲げる5つの枠組みに沿ってご説明申し上げます。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、かにえ活き生きプラン21を策定してから10年が経過し、平成27年3月をもって計画期間が満了いたします。そのため、平成26年度には、第1次計画における目標の達成状況について評価を行い、この3月に第2次計画を策定する予定でございます。当該計画では、健康寿命の延伸と生涯を通じた健康づくりを基本目標として、生活習慣の確立と改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、健康づくりのためのシステムづくりに重点を置いて今後の取り組みを講じていくこととし、平成27年度からは、この計画に基づき住民の皆様の健康づくりを推進してまいります。

2、子育て支援事業につきましては、国において構築されました子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。これに伴い、蟹江町におきましては、5年間を計画期間とした子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この計画に基づき、地域の子育て力と子育て力、これを高め、地域で子育て支援ができるまちづくりを目指してまいります。

その一環として、ゼロ歳から2歳までの乳児保育の充実を図るとともに、民間事業者の協力を得ながら、旧蟹江児童館の有効的な活用方法を検討してまいります。また、新蟹江小学校の余裕教室を活用し、町内の小学校高学年の児童を対象とする学童保育を夏休み期間において試行してまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、平成26年6月に、医療と介護の一体的な改革に向けた一括法として医療介護総合確保推進法が公布されました。この中で、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として、介護保険法が改正されました。これを踏まえて、蟹江町におきましても、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画は、社会保障における自助・互助・共助・公助の基本的な考え方を整理し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目標年次とした地域包括ケアシステムの構築に向け、具体的な取り組みを開始することを定めております。その第一歩といたしまして、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れとなる蟹江町版の認知症ケアパスを作成し、その普及を推進してまいります。

また、施設や設備の著しい老朽化に伴い利用を休止しております老人福祉センター分館を取り壊し、その跡地利用や新施設の建設を見据えた基本調査を実施してまいります。そして、本館も含めて、新たな福祉サービスの提供に向けた基本構想の具現化に取り組んでいきます。

その間、温泉を活用したサービスの提供につきましては、民間施設との連携のもと、入浴助成事業を行うことで高齢者福祉の充実に努めてまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、平成25年度から各施設における非構造部材の耐震化として、小・中学校の校舎等における窓ガラスへの飛散防止フィルムの施工に着手してきましたが、平成27年度は蟹江中学校を施工することで全校への取り組みを完了してまいります。

2、給食センター事業につきましては、平成26年度において消費税の増税に伴う給食費の変更を行い、1食当たり15円の増額となりましたが、平成27年度におきましても、物価の上昇に伴いさらなる15円の増額をせざるを得ません。しかし、これらの増額分については、引き続き公費補助をすることで保護者の負担額を据え置き、子育て世代の経済的負担を軽減してまいります。

また、児童・生徒の健全な心身の発達のため、栄養バランスを考え、地域の食材を取り入れた地産地消を目指しながら食育を推進するとともに、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

3、生涯学習の推進事業につきましては、町主催事業や団体活動の拠点施設となっており、ます蟹江中央公民館分館の屋外防水及び外壁改修並びにトイレ改修工事を施工し、施設の維持管理に努めてまいります。

また、ユネスコ無形文化遺産の候補として、文化庁が一括提案する「山・鉾・屋台行事」に愛知県内から5つの祭りが選ばれており、その一つとして蟹江町の須成祭が選定されております。今後、平成28年11月ごろには登録の可否が審議される予定でありますので、国・県及び関係する5市や町観光協会との連携を強化し、登録に向けて情報共有を図りながら、さらなる普及・啓発事業を推進してまいりますとともに、町の伝統文化や文化財に対する住民の皆様の理解を深めてまいります。

4、生涯スポーツ事業につきましては、創設時から活動を支援しております総合型地域スポーツクラブが、平成26年度において特定非営利活動法人として法人格を取得されました。これにより、さらなる事業展開が期待されますとともに、町主催事業との連携を図りながら生涯スポーツの振興に、より一層取り組んでまいります。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、水道事業につきましては、大地震の発生に備え、主要な幹線管について耐震管への布設がえを進めることで被害発生抑制を図ってまいります。

また、愛知県や近隣市等との連携体制の強化や緊急連絡管の整備に取り組むことで、震災等の非常時においても一定の給水を確保することができるよう努めてまいります。

2、下水道事業につきましては、引き続き学戸新田処理分区の整備を進めますとともに、愛知県が平成31年の供用開始を目指す日光川下流流域下水道5号幹線のエリアとなる富吉地区の工事に着手してまいります。

また、今後、効果的な下水道整備に関するアクションプランの策定に取り組みながら、地方公営企業法の適用について、平成29年度の移行を目指し、企業会計システムを構築してまいります。

3、消防・救急事業につきましては、消防指令台及びデジタル無線の整備を海部地区の5つの消防本部が共同で取り組み、平成26年度にその整備を終えました。平成27年度以降は、消防指令センターの運営と維持管理に努めていきますとともに、広域での安定した通信により有事における迅速で効率的な運用を進めてまいります。

また、区画整理事業を終えた桜地区のなかよし公園に耐震性貯水槽を設置します。大規模災害で被災した場合には、水道管設備などの寸断により屋内及び屋外の消火栓設備が使用できないことが想定されることや、消火活動だけではなく飲料水の確保という観点もありますので、これらの機能が果たせるよう整備してまいります。

さらに、35メートルはしご車のオーバーホールの実施や、老朽化いたしました水槽付ポンプ自動車のタンク2号車を更新することで消防体制を強化するとともに、医療行為が伴う救命処置の範囲が拡大している救急分野においても、救命士を計画的に養成するなど、町の安全と安心を高めてまいります。

そして、平成26年度から積極的に登用してございます女性消防団員を活用して消防団活動の広報、啓発に努め、地域における消防・防災活動の担い手となる消防団員を確保してまいります。

4、防災事業につきましては、平成26年度から2カ年事業として全面改訂に取り組んでいる地域防災計画を策定しますとともに、浸水被害区域からの避難対策や津波情報の収集・伝達方法の確立を図るため、津波避難計画を策定してまいります。

また、災害発生後の救護所として指定している保健センターには、国・県の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して太陽光発電設備を設置することで、非常時におけるエネルギーの確保を図り、施設機能の維持に努めてまいります。

そして、町内の各避難所への経路を示す避難路誘導案内標示と、避難所の入り口における看板用の照明を2カ年計画で設置いたします。これらは、電源を不要とするソーラーパネル付蓄電池を用いて、夜間における避難誘導の仕組みを整備するとともに、施設の入り口には地震発生時に自動で開く鍵ボックスを設置することで、避難所への入場を確保いたします。災害対策用品の備蓄場所には、車椅子、間仕切り、簡易トイレ等の資機材を配備するとともに、消防団の本部及び詰所には救命ボートを配備するなど、多様化する災害の発生に備えてまいります。

さらに、浸水対策として三明川をしゅんせつし、今排水機場の機能の充実を図ることで局地的な集中豪雨に備えますとともに、平成26年度に創設した段階的耐震改修費補助制度と耐震シェルター整備費補助制度の活用を促進し、住宅の耐震化と地震発生時における避難弱者となる方々への対策を図ってまいります。

これらの町内整備に加えて、海部地区7市町村を対象エリアとするコミュニティFM放送局「エフエムななみ」を活用し、行政情報の積極的発信に努めながら、より多くの常時放送をお聞きいただくことで、非常時における有効性を高めてまいります。

5、防犯事業につきましては、平成26年度に創設した防犯カメラ等の設置に係る補助金の活用を促進し、LED防犯灯の設置を継続していくことで、犯罪を未然に防止するための環境を整備していきますとともに、近鉄蟹江駅前防犯ステーションを拠点とした取り組みや各地域における自主防犯活動を推進し、支援してまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、幹線道路整備事業につきましては、橋梁の整備・改修を計画的に実施しておりますが、平成26年7月に道路法施行規則が改正され、長さ2メートル以上の橋に係る点検は、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本とする点検要領が示されましたので、指示に従って引き続き適正な維持管理に取り組んでまいります。

また、JR蟹江駅東に位置する東郊線踏切道の拡幅につきましては、事故防止と交通の円滑化を図る観点からJR東海と根強い協議を続けておりますが、他の踏切との兼ね合いもあるため、住民説明会を開催して皆様の合意を図りながら、JR東海とのさらなる協議を進めてまいります。

そして、今須成線につきましては、歩道設置工事を施工し、歩行者の安全を確保するとともに、町内一円において通学路を優先に路面のカラー舗装を施工するなど、安全な道づくりに取り組んでまいります。

2、駐輪場整備事業につきましては、土地区画整理事業の換地処分を終え、桜地区が整備されたことに伴い、周辺の利便性が高まりましたので、JR蟹江駅北側に位置する2カ所の駐輪場において複数の防犯カメラを設置し、場内及び周辺の治安維持効果を高めてまいります。

3、公共交通関連事業につきましては、JR蟹江駅の橋上駅舎化及び南北自由通路の新設についてJR東海との基本合意に至りましたので、都市計画変更の手続きを進めてまいります。

そして、近鉄蟹江駅周辺整備事業への取り組みといたしまして、駅前ロータリー周辺の混雑解消のため、駅周辺整備に向けた基本計画の策定を進める一環として、整備に必要となる用地や支障物件等の調査を行い、その結果を踏まえて、近畿日本鉄道を初めとした関係機関との協議を進めてまいります。

また、町内を巡回運行するお散歩バスにつきましては、一部のコースを変更し、新たな公共施設として供用開始する希望の丘広場等に停留所を新設して、さらなる利便性を高めてまいります。

4、市街地整備事業につきましては、近鉄富吉駅南の市街化調整区域における基盤整備に向けて、平成25年度から取り組んでいる地元関係者の勉強会を継続し、当該地区内の土地所有者、居住者、事業者等の皆様にも集まっていただく機会を設けて具体的な意見交換を図ることで、新市街地整備事業計画に取り組む意思決定を目指してまいります。

5、農業の振興につきましては、国が農業の構造改革として推進している農地中間管理事業を踏まえて、蟹江町における人・農地プランの見直しを行いますとともに、関係機関との連携のもと農地の集積や耕作放棄地の解消に努め、農用地利用の効率化を図ってまいります。

また、各種の土地改良事業を推進し、排水機場、用排兼水路、農道等の維持管理に努めることで、農業基盤の整備と土地の生産性を高めてまいります。

6、観光振興事業につきましては、国の重要無形民俗文化財に指定されております須成祭りが、ユネスコ無形文化遺産の候補として登録を目指していることから、町内外における注目度が高まっており、平成24年度から祭り開催に合わせて、名古屋市との連携による市営バス無料臨時運行事業を実施していることなどを通じて、町外からの来訪者が増加傾向にございます。今後は、これらのきっかけを活かしながら、観光地としての整備のあり方を検討していきますとともに、町内各所の観光案内板の設置を進めてまいります。

また、平成26年度に町観光協会が犬山市観光協会との連携により初めて実施し、大好評を得た蟹江川鵜飼事業や、沖縄県読谷村との観光交流事業について、平成27年度以降も継続して実施される予定であることから、これらの取り組みを支援することで、町の観光振興につなげてまいります。

7、商業・サービス業の振興につきましては、町内各地区において、商工会と地域との協働によって開催される各種の催しが定着してまいりました。桜まつり、歩行者天国を初めとした商店街のまつり、水辺のまつり、弁天縁日等々、年間を通じて町がにぎわう機会がふえました。商店街の活性化は、まちづくりの観点からも意義がありますので、平成27年度も愛知県のげんき商店街推進事業費補助金を活用し、商機能の強化と地域の活性化を支援してまいります。

8、消費者保護事業につきましては、愛知県の消費者行政活性化基金を活用し、安全で安心な消費生活に資するため、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいきます。さらに、消費者問題への関心を喚起するために講習会を開催するとともに、消費生活相談窓口を開設して、持続的な相談体制の充実に努めてまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1、協働の推進事業につきましては、協働地域づくり支援事業の実施により、各種団体による自主的な活動が展開されており、着実に実績を重ねております。地域課題の解決を図り豊かな地域社会を築いていくためには、住民団体を初めとした多様な主体との協働が必要でありますので、自立した活動の推進を目指して実績に基づく段階的な制度運用により、各種事業を展開してまいります。

2、地域組織・住民活動支援事業につきましては、小学校区や町内会においてまちづくり推進事業交付金を活用していただくことで、コミュニティ形成に資する活動が全町的に展開されております。今後は、各地域における事業の継続を図りながら、新たな地域行事やプログラムの実施を促し、交付金のより有効的な活用を図ってまいります。

3、広域連携につきましては、平成26年度にあま市・大治町・蟹江町・飛島村まちづくり連携会議（通称AOKT）において、初めてとなる地域間交流事業を企画し、圏域の名所めぐりを実施いたしました。平成27年度も新たな企画を立案、実施するとともに、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金事業として、プレミアム付商品券の発行を予定しておりますので、賛同が得られる関係自治体との連携のもと広域的に取り組み、地域の消費喚起と商品券の利用価値を高めてまいります。

また、平成26年7月に、交流・協力に関する協定を締結した愛知県設楽町とは、お互いの行事等への出展や参加を促し、産業、観光、文化、教育等のさまざまな分野において交流を図ることで双方の利点を活かしていきますとともに、名古屋市が主催いたします研究会や市町村長懇談会等に今後も参加することで、近隣市町村とのつながりを築き、町外での出展機会を捉えて、積極的に蟹江町をPRしてまいります。

4、まち・ひと・しごと創生事業といたしましては、国の関係交付金事業と並行して、町内における水源を活用したビオトープの設置に向けて、必要な調査を実施していきます。第4次蟹江町総合計画の重点プログラムとして、水郷の里づくりプログラムを掲げておりますが、町内には河川のみならず、河川につながる用水等も数多く配備されております。水郷の風情を大切にしていくためには、水の浄化や生物多様性の空間を保全していくことが非常に重要でございます。市街地における日常空間において、町民や来訪者にも親しまれる個性豊かな水辺空間の創出に向けて、まちなか交流センターとの連携を図りながら取り組んでまいります。

以上、平成27年度の主要施策についてご説明申し上げます。

その他の重要事業につきましては、平成25年度に愛知県から取得いたしました県立蟹江高等学校の跡地が、町の新たな公共空間として生まれ変わり、皆様にお披露目する 때가 来 ました。広大な敷地の活用方法については、役場内で職員におけるプロジェクトチームを立ち上げ構想づくり等に取り組み、校舎等の解体工事を経て整備を進めてまいりましたが、この3月をもってその工事を終え、4月から供用開始いたします。既に平成26年度からは、敷地

の東側に当たるグラウンド部分を連携・協力関係にある学校法人愛知大学に貸し付け、愛知大学名古屋校舎蟹江グラウンドとしてご利用いただき、年間延べ1万人近い学生が部活動等で訪れてございます。

このたび全面的に供用開始する西側エリアは、蟹江町希望の丘広場と命名いたしました。善太川と隣接する位置に海拔3.5メートル（地表4.5メートル）の丘を形成し、ゆったりとした川の景観を初め、晴天時には鈴鹿・養老山系が一望できますとともに、水害発生時には約500人が高台に上り難を逃れることができる一時避難スペースとしての機能を備えております。

建物として唯一残した4階建ての旧南校舎は、蟹江高校跡地としての面影を残しながら、広場の管理棟として整備し、無料の休憩室や有料の会議室、マルチスペース、シャワーつき更衣室などの貸館機能を配置するとともに、4階部分は防災備蓄倉庫として活用いたします。そして、屋外階段を設置して屋上に避難することができる緊急避難施設といたします。

また、芝生養生のため平成27年7月から開放する予定であります広大な芝生広場には、複数のバーベキュースペースを設置いたしました。行楽シーズンには多くの方でにぎわうものと思います。さらに、今後、競技人口の増加が見込まれ、愛知県がワールドカップの誘致を目指しておりますフットサルを推奨するため、平成27年10月の供用開始を目指して、屋外フットサルコートを整備してまいります。皆様にとって日常における憩いや活動の場としてご利用いただきながら、災害発生時には行きなれたところへ避難することができる場所として、供用開始後の管理運営にしっかりと取り組んでまいります。

このほかにも、全国民に影響するマイナンバー制度が、平成27年10月から開始されます。これは、社会保障と税に係る行政手続を初めとした国民の利便性の向上に加え、よりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点がございます。今後の日本における社会基盤となる大変重要な制度であります。ご本人への個人番号通知に始まり、番号の利用開始と個人番号カードの交付を平成27年度内に行っていく予定でありますので、手続の移行がスムーズに行われるよう皆様へのわかりやすい広報に努めていきますとともに、各種手続の根幹を担う行政機関としての役割が果たせるよう、しっかり運営してまいります。

さらには地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から教育委員会の制度が大きく変わります。教育委員長と教育長が一本化され、現委員の任期満了までに新教育長を首長が直接任命することになります。また、総合教育会議を設置することで、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になり、この会議において首長と教育委員会が協議・調整を尽くした上で、教育の目標や施策の根本的な方針となります大綱を定めることとなりました。私の7Kの政策方針の一つであります教育の分野を推進していくため、有意義な大綱を策定してまいります。

このように、平成27年度はありとあらゆる分野において各種の制度が大きく改変される年

でございます。また、国の新しい政策が始動する年でもございます。国や県の方針に伴う義務的事業と町独自の政策を融合させながら、各種の施策を並行して進めていくことは容易なことではありません。職員の大量退職時代に突入している役場の運営を含めて、取り組むべき課題は山積しておりますが、蟹江町のさらなる歴史をつないでいくために、地域に対して住民の皆様に対して、自発的かつ積極的に行動できる役場職員の育成に努めてまいりますとともに、複雑かつ多機能化する行政をしっかりと機能させていくための組織運営にも取り組んでまいります。

そして、安倍政権の肝いり政策として、地方創生に係る取り組みが全国的な波及に向けて急速に動き出しております。既に多くの通達が国から届いておりますが、その実効性を担うのは市町村であり、蟹江町といたしましても、これに係る多額の交付金を有効に活用して、町の明るい未来につながる政策立案と施策の実行に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心より賜りますようお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 吉田正昭君

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

午後1時10分から再開します。

(午後 0時07分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時10分)

○議長 吉田正昭君

日程第14 議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第15 議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第16 議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第17 議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第18 議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第19 議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第20 議案第14号「特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第21 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第22 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第23 議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

今回、このように次期の介護保険の運営について、保険料を上げていかなければならないという今ご説明だったと思います。この介護保険料は、年金生活をしている方にとっても非常に金額的には大きくて重いものがあり、また関心も多い保険料ですので、少し改定の背景というものをしっかり把握して、町民にも説明しなければいけないと思うんですね。

そこで、毎年毎年この介護保険料の内容については、実績報告書のほうで報告をされておりました、数字の推移というものは見ているわけですが、なかなかこれを一覧で一目でわかりやすく、そういう機会もないものですから、資料として提出していただきたいものを申し上げたいと思うんです。

それは、蟹江町の運営実態が本当にどうなのかという視点を持って見たいわけですが、この第1号被保険者の総数と、それは出ていますけれども、その中で認定を受けて介護を受けている人の数、これも書いてありますけれども、この数を見ますと、第1号被保険者の総数と、それから介護を受ける人が占める割合というのは、実績報告書によると余り変わらないんですね。総数の中で受ける人の数というのは余り変わっていないというのが実績報告書で読み取れるんですけれども。

それから、保険料の1人当たりの負担が幾らかというようなことを見ますと、これも徐々にふえてきておりますけれども、この1人当たりの負担というものがどのように推移しているのか。そしてまた、給付費ですけれども、介護の認定を受けてその人が使ったときに、当然これは介護の保険のほうで払うわけですが、その給付費の推移ですけれども、これを見ますと余り変わらないんですね。

過去3年間の実績報告書で25年まで出ている分には、ほとんど内容的には変わっていないように見られるものですから、実際の介護の蟹江町における運営としては、果たしてこれだけ介護保険料を上げる必要があるのかどうかということの一つ納得するように知りたいという面をお願いしたいと思います。

それから、反論としては、いいえ、そうじゃないよと、国のほうが介護報酬を上げるだとか、そういう国の方針に基づいてやむを得ず、これは上げなければいけないんだと。この介護保険につきましては負担割合というのは決まっておりますので、それで国のほうの介護報酬の改定によって、これはどうしても上げなければいけないという、ただそれだけの理由で事が済むのか、その辺のところは十分納得したい部分がありますので、今言った4つの指標

について、できればグラフ的にやってもらえればありがたいんですけども、一目瞭然で内容はこの変化で、推移はこうですということを資料としてお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

すみません、今、資料としてグラフで資料を出していただきたいというお話ですので、常任委員会までに資料を調べさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○7番 中村英子君

じゃ、常任委員会のほうへ出していただければ、お願いします。

○議長 吉田正昭君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第24 議案第18号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 上田 実君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第25 議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第26 議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第27 議案第21号「平成27年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第34 議案第28号

「平成27年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案申し上げます。

平成27年度一般会計予算でございます。

お配りしてあります予算書をごらんになってください。

1 ページ目でございます。

それでは、議案第21号 平成27年度蟹江町一般会計予算。

平成27年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億6,648万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

6 ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

事項はICTの関連機器の借上料でございまして、期間といたしましては平成28年度から平成32年度まで、限度額が1億2,338万2,000円でございます。

第3表は地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法でございますが、まず臨時財政対策債、限度額は5億円、そして災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備事業3,600万円、耐震性貯水槽整備事業1,020万円、3起債合わせて5億4,620万円の起債の発行を予定しております。起債の方法は証書借り入れでございまして、利率及び償還の方法につきましては後ほどお目通しをお願い

をいたします。

それでは、一般会計予算の内容についてご説明申し上げます。

お配りしてあります平成27年度の予算関係資料の3ページ、4ページをお開きください。まず、3ページに記載してあります歳入でございます。

一番下段の歳入総額94億6,648万9,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと100万4,000円の微増で、ほぼ前年度と同額の予算となっております。

今からその歳入の主なものについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1款の町税でございます。これは歳入総額の約50%を占めておるわけですが、町税については、町民税、これは個人町民税、法人町民税、合わせて23億3,339万円となっております。前年度と比較いたしますと2,900万円の増を見込みました。次に、2項の固定資産税、総額22億1,800万円、前年度と比較いたしますと1,900万円の増でございます。そのほか3項の軽自動車税、4項の町たばこ税など合わせまして、町税全体では48億4,497万2,000円の収入を見込みました。これを昨年度と比較いたしますと、町税全体で5,200万円の増収と見込ませていただきました。伸び率は1.1%の増でございます。

次に、2款の地方譲与税から10款の交通安全対策特別交付金、これは国から交付されます税関係でございますが、まず2款の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税、合わせたこれは地方譲与税となりますが、合わせて8,100万円。

そして、第6款の地方消費税交付金でございます。特にこれは消費税率が5%から8%に税率が変更されたことに伴いまして、総額5億9,200万円となり、昨年度と比較いたしますと1億5,900万円の増額となっております。

次に、9款の地方交付税5億6,000万円で、昨年度と比較いたしますと4,000万円の減額の見込みとなります。

以上が国からの交付金でございます。

次に、11款の分担金及び負担金でございます。主なものといたしまして、負担金として保育所保護者の皆様からご負担をいただく保育所運営費保護者負担金1億4,112万9,000円、小学校、中学校の給食費保護者負担金1億3,068万5,000円など合わせて、3億621万2,000円の負担金収入を計上させていただきました。

次に、12款の使用料及び手数料でございます。主なものといたしましては、火葬場の使用料や道路占用料、公民館など、公共施設の使用料などの使用料収入がございまして2,760万円、あと、住民票や戸籍関係の証明手数料、ごみ処理に係る手数料などの手数料収入が5,790万円、合わせて総額8,550万円の使用料及び手数料の収入を見込んでおります。

次に、13款国庫支出金でございます。主なものといたしましては、1項の国庫負担金のうち、国が負担する民生費の児童手当負担金が4億4,880万円、2項の国庫補助金として、新たなものとして来年、平成27年10月から実施を予定していますマイナンバー制度、いわゆる

社会保障・税番号制度のシステムを構築するために必要な費用として4,576万8,000円が国から交付をされます。また、昨年度は消費税率が5%から8%へ引き上げたことによりまして、所得の低い方々の負担を緩和する暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されました。27年度も給付金額は変わりますが、引き続き継続して支給される予定でございます。その給付事業の財源として、国から臨時福祉給付金給付事業補助金3,180万円も見込んでおります。また、同じく、子育て世帯への影響を緩和するために、金額がこれも変更になりますが、引き続き子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。その財源として補助金1,530万円も見込んでおります。その他従来の国庫補助金等と合わせまして、総額8億6,857万3,000円の国庫支出金の計上となっております。

次に、14款県支出金でございます。県支出金の主なものといたしましては、県負担金として、同じく民生費の児童手当負担金9,626万円、県補助金として従来からの子ども医療支給費補助金4,574万1,000円などなど合わせまして、さまざまな事業に対する県費の補助として総額5億5,267万8,000円の県支出金の収入を見込んでおるところでございます。

次に、15款財産収入でございます。収入見込み額1,257万8,000円を見込ませていただきましたが、その中には主なものとして、昨年度、蟹江高校の跡地の一部を愛知大学が野球場、テニスコートなどの施設として利用しておりまして、その貸付収入として約800万円弱を見込んでおります。

次に、17款繰入金でございます。繰入金のうち、主なものとして財政調整基金からの繰入金を6億円見込みました。昨年度と比較いたしますと1億円の増でございます。

次に、18款繰越金9,177万5,000円、平成26年度の繰越金見込みでございます。

19款諸収入でございます。諸収入で主なものは、町税の滞納に係る延滞金1,620万1,000円、商工業の小規模企業等振興資金の貸し付けのもととなります預託金の元金が5,700万円、その他もろもろの雑入7,725万6,000円など、合わせまして諸収入として1億6,999万1,000円を諸収入として見込ませていただきました。

最後に、20款の町債でございます。先ほど起債のところでご説明をしたように、主なものとして、借入れを行った元金及び利子が後に地方交付税で措置をされます臨時財政対策債を5億円、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備費用に充てるための起債として3,600万円、それから耐震性貯水槽の整備費用として1,020万円、合わせて総額5億4,620万円の町債の借入れを見込んでおります。これを昨年度と比較いたしますと3億1,180万円の減となっております。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、歳出予算でございます。

右上の4ページをごらんください。

歳出総額、一番下段、同じく94億6,648万9,000円、昨年度とほぼ同額でございます。

そのうち主なものについてご説明を申し上げます。

まず、1款の議会費でございます。1億4,466万円を計上いたしました。

次に、2款総務費であります。主に総務管理、財産管理、防犯・防災対策、税務徴税、戸籍住民基本台帳などで構成されておりまして、総額といたしましては13億1,025万6,000円を計上しております。そのうち、特に1項の総務管理費では、昨年度と比較をいたしますと1億5,400万円ほどの増額になっておるわけでございますが、これにつきましては歳入でご説明を申し上げました、来年の10月から実施を予定されております社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステムの改修や業務を委託するなど、システムの構築費用として総額9,941万3,000円を見込んだことによるものであります。

次に、3款民生費であります。総額35億3,272万6,000円、これは全体予算のうち約4割を占めておるわけでございますが、主に社会福祉、児童福祉、高齢者対策などの関連予算が計上されております。そのうち、主なものといたしまして、1項の社会福祉費のうち、障害者福祉事業費として4億5,831万7,000円、老人福祉対策として介護保険事業の経理を行っております介護保険管理特別会計への繰出金3億685万7,000円、75歳以上を対象とした後期高齢者医療の経理を行っております特別会計へ繰出金として3億3,880万4,000円を計上いたしております。

また、歳入予算でもご説明をいたしました消費税率の改正に伴います国からの臨時福祉給付金給付事業費として4,112万2,000円、同じく子育て世帯臨時特例給付金給付事業費として2,260万8,000円を計上いたしました。なお、新規の事業といたしましては、施設や設備の老朽に伴い利用を休止している老人福祉センター分館、老人憩の家でございますが、この取り壊し費用として1,408万4,000円、そして取り壊し後の跡地利用と老朽化が進んでいる本館を含め、新たな福祉サービスの提供に向けた新施設の建設の基本構想を作成する費用として350万円も計上させていただいております。また、民間の入浴施設、これは尾張温泉でございますが、この連携のもとに入浴の利用助成券を発行する高齢者対象の入浴助成事業費として985万9,000円も計上させていただいております。

次に、4款衛生費でございます。総額9億8,372万6,000円、内訳といたしましては、1項の保健衛生費4億7,114万2,000円、主なものといたしましては、病気の蔓延や集団発生を防ぐほか、病から町民の皆様を守るために実施するBCGや4種混合などの各予防接種事業、この事業費として1億1,192万円、また、生活習慣病予防対策としての健康診査、各種がん検診など個別・集団健診の保健事業費として3,374万7,000円、あと妊婦・乳幼児健康診査などの母子保健事業として4,994万6,000円を計上させていただきました。次に、環境対策としましては衛生費の2項でございます清掃費、総額5億1,258万4,000円、これは1年間のごみ処理に要する費用として4億2,000万円ほど計上させていただいております。また、し尿の処理に要する費用として9,100万円を計上させていただきました。

次に、5款農林水産業費、総額1億5,516万9,000円、主に蟹江町の農業振興施策に係る費用でございまして、あと湛水防除事業費負担金、県営土地改良事業負担金などの土地改良事業に必要とする予算を計上させていただいております。

次に、6款の商工費でございまして。総額1億6,016万9,000円、主に商工会補助金、小規模事業者の資金の貸し付けのもととなる振興資金の預託金5,700万円など、町内の商工業振興に関する経費を計上させていただいております。また、観光事業に要する費用といたしまして2,159万8,000円もこの商工費で計上させていただいております。

次に、7款の土木費であります。総額7億7,096万7,000円、そのうちインフラ整備の道路新設改良として昨年より着手しております今須成線道路整備や、町道の舗装、側溝の整備、河川橋梁などの整備に要する費用と施設の維持管理費用として1億9,879万2,000円を計上、そして4項の都市計画総務費では総額5億717万1,000円を計上させていただいております。その主なものといたしましては、蟹江川の東地区から順次整備し、現在、蟹江川西のこの庁舎の周り、学戸新田処理分区で進めておりますインフラ整備の公共下水道事業費としての2億8,435万6,000円の繰出金を計上、そしてまた、JR蟹江駅の自由通路、橋上駅舎化に向けて駅周辺の都市計画変更手続費用として810万円、近鉄蟹江駅北側の駅前再整備に向けまして事業設計委託料として460万円も計上させていただいております。

次に、8款の消防費でございまして。総額5億2,886万5,000円、主に蟹江町で単独で維持しております消防の常備消防費用、消防団などの非常備消防などの経費が計上されております。主なものといたしましては、消防本部、消防署の管理経費、それと海部地区の4市2町1村で共同運用しております消防指令センター、この消防指令センターの共同運用負担金、そして起債のほうでもご説明申し上げました消防力強化のための水槽付消防ポンプ自動車整備事業費として4,800万円等々を計上させていただきました。

次に、9款教育費でございまして。蟹江町立の小・中学校の整備等管理運営費、それから公民館、体育館等の施設、給食センターなど、各種教育関連の予算が計上されております。総額10億8,728万9,000円となっております。そのうち、主なものといたしましては、2項の小学校費、これは小学校の管理及び施設整備費として1億9,874万1,000円、そして3項の中学校の管理運営費として1億2,815万1,000円、そして4項の社会教育費として総額3億245万5,000円となっております。特に、4項の社会教育費は、前年度と比較すると約1億2,000万円の減額となっておりますが、これは昨年度、購入いたしました蟹江高校跡地の整備をこの費目で整備させていただきました。この4月に利用を開始する管理棟、希望の丘、芝生広場など、その整備がほぼ終了したことによるものであります。また、新年度には残事業として屋外のフットサルコート等の整備や希望の丘の維持管理に要する費用を計上させていただいております。

次に、10款公債費であります。総額7億8,466万2,000円、内容といたしましては、前年度

までに借入れを行いました町債の元金及び利子の償還に要する費用でございます。

最後になります、予備費800万円でございます。

以上、町長の施政方針に基づき編成をいたしました予算総額94億6,648万9,000円となります。一般会計当初予算をご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の211ページをごらんください。

議案第22号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成27年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億4,000万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

この民生費関係の予算の内容につきましては、お手元にお配りしてあります平成27年度民生部特別会計予算説明資料に基づいてご説明を申し上げます。

まず、1ページ目でございます。

国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入。

1款国民健康保険税、2項国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額が8億1,102万6,000円、前年度予算と比較しますと3,029万9,000円の減額でございます。2目の退職被保険者等国民健康保険税、今年度予算額5,674万6,000円、昨年度と比較いたしますと1,648万9,000円の減額でございます。

次に、使用料及び手数料は頭出し予算でございます。

3款の国庫支出金、総額が7億8,921万9,000円、前年度と比較1,975万4,000円の増でございます。そのうち、1項の国庫負担金、1目の療養給付費等負担金、本年度予算額6億7,723万2,000円、前年度予算額と比較いたしますと188万円の減額でございます。2項の共同事業負担金1,758万9,000円、前年度比較267万8,000円の増でございます。3項の特定健康診査等負担金451万1,000円、前年度対比36万円の減額でございます。それと、国庫補助金で

ございます。これは財源調整するために国から来る財政調整交付金でございますが、8,988万7,000円、前年度と比較いたしますと1,931万6,000円の増でございます。

4款の療養給付費交付金、1項の療養給付費交付金、1目の療養給付費交付金、本年度予算額1億7,441万8,000円、前年度と対比いたしますと215万円の増額でございます。

5款の前期高齢者交付金、1項の前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金、今年度予算額8億1,863万1,000円、前年度対比6,786万円の減額でございます。

6款の県支出金、1項の県負担金で2,210万円、内訳といたしましては、高額医療費共同事業負担金として1,758万9,000円、そして2目の特定健康診査等負担金として451万1,000円でございます。2項の県補助金、1目の県補助金、本年度はゼロでございます。2目の県財政調整交付金が1億8,868万3,000円、前年度対比1,239万円の増額でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の共同事業交付金、本年度予算額9億1,255万6,000円、前年度対比5億5,710万4,000円と、大幅な増となっております。これは制度改正で見直しをされたものでございます。

8款の財産収入、これも頭出し予算でございます。

9款の繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計繰入金、一般会計から繰り入れを行うものでございまして、本年度の予算額が2億1,854万2,000円、前年度対比723万1,000円の減額でございます。内訳につきましては、保険基盤安定繰入金、準備基金繰入金、出産育児一時金繰入金等が中身としてございます。それと、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金、これは基金からの繰り入れでございまして、当年度は100万円を予定しております。前年度と同額でございます。

10款繰越金、1億858万4,000円、26年度の繰越金でございます。

11款の諸収入、1項の延滞金及び過料、1目の延滞金3,400万円、前年度対比100万円の増額でございます。2項の預金利子、1目の預金利子15万6,000円、そして3項の貸付金元利収入、1目の出産費資金貸付金元利収入33万6,000円を計上させていただいております。4項の雑入でございます。1目の滞納処分費と2目第三者納付金、これが400万円、これは前年度と同様の額を計上させていただきました。

合計41億4,000万4,000円の歳入予算でございます。

次に、次ページ、国民健康保険の歳出の予算でございます。

1款総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費2,800万5,000円、昨年度対比58万9,000円の減額でございます。連合会負担金が61万1,000円、昨年度とほぼ同様でございます。次に運営協議会費、これは国保の運営協議会費でございますが、これも昨年度と同額でございます。

2款の保険給付費、総額で24億1,931万円、内訳といたしましては、療養諸費のうち1目の一般被保険者療養給付費が19億9,200万円、前年度対比ベースで2,400万円の減でございます。

す。2目の退職被保険者等療養給付費1億2,600万円、前年度対比3,660万円の減額でございます。3目の一般被保険者療養費4,560万円、前年度対比240万円の減でございます。あと退職被保険者療養費240万円、審査支払手数料629万9,000円も計上させていただいております。次に、2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費、本年度は2億400万円、前年度対比1,740万円の減額でございます。2目の退職被保険者等高額療養費1,800万円、前年度対比720万円の減額でございます。あと、3目の一般被保険者の高額介護合算療養費、4目の退職被保険者等高額介護合算療養費も計上させていただいております。3項の移送費につきましては前年度と同額でございます。4項の出産育児諸費、1目の出産育児一時金2,100万円、前年度対比210万円の減額でございます。支払い手数料は1万1,000円でございます。5項葬祭諸費、1目葬祭費でございますが350万円、前年度400万円と対比しますと、50万円の減の見込みとなっております。

3款の後期高齢者支援金等、本年度予算額5億1,900万1,000円、内訳といたしましては、後期高齢者支援金が5億1,895万9,000円、前年度対比1,218万円となっております。2目として後期高齢者関係事務費拠出金も計上させていただいております。

4款の前期高齢者納付金等、内訳が前期高齢者納付金の目として68万2,000円、前期高齢者関係事務費拠出金については4万2,000円の計上もしてございます。

あと、5款老人保健拠出金、これはほぼ終了しておるわけでございますが、まだ少し残っておりますので、老人保健医療費拠出金として10万円、事務費拠出金として2万7,000円の計上をさせていただいております。

6款の介護納付金、1項の介護納付金、1目の介護納付金、本年度予算額2億1,984万6,000円、前年度対比いたしますと1,240万5,000円の増額でございます。

7款の共同事業拠出金、内訳といたしまして、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金9億1,255万8,000円、前年度と比較しますと5億5,710万4,000円の増でございます。その他の共同事業拠出金として17万3,000円も計上してございます。

8款の保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で計上額が3,004万4,000円、前年度対比37万2,000円の増額でございます。あと保健事業費の疾病予防費と出産費資金貸付費として33万6,000円等も計上してございます。

9款基金積立金につきましては頭出し予算をお願いをしております。

10款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、うち1目の保険税還付金が300万円、昨年度の200万円と対比しますと100万円の増額でございます。あとは、償還金、還付加算金は昨年度と同様でございます。

最後に、11款予備費でございます。500万円、昨年度と同額の予算でございます。

歳出合計41億4,000万4,000円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○総務部長 加藤恒弘君

ご提案申し上げます。

議案第23号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成27年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,005万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

250ページをお開きください。

2歳入でございます。

第1款財産収入、第1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、本年度の予算額は4万6,000円でございます。こちらは土地開発基金利子を計上するものでございます。第1款財産収入、第2項財産売払収入、1目土地売払収入、予算額1,000円、こちらにつきましては頭出しの金額でございます。

第2款の繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円でございます。こちらについても頭出しの予算でございます。

第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金1億8,000万円、こちらにつきましては、土地開発基金より借り入れを行い、土地を購入するための資金とするものでございまして、1億8,000万円を計上するものでございます。第3款諸収入、第2項諸収入、1目預金利子、本年度予算は1,000円でございます。また、2目雑入、こちらも1,000円でございます。頭出しの予算となっております。

次ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

第1款土地取得費、第1項土地取得費、1目土地取得費、本年度予算額1億8,000万3,000円でございます。前年度と比較しますと、前年度と同額となっております。説明のほうをごらんいただきたいと思っております。1の土地取得事業でございますが、需用費で土地購入印紙の代金等として20万円、また役務費で不動産鑑定料として120万円、委託料といたしまして、用地の測量及び登記委託料といたしまして200万円、公有財産の購入費といたしまして、1億2,660万3,000円、補償、補填及び賠償金の補償金といたしまして5,000万円を計上するものでございます。

第2款土地開発基金費、第1項土地開発基金費、1目土地開発基金費、本年度予算額は4万6,000円でございます。こちらにつきましては、土地開発基金預金の積立金として4万6,000円を計上するものでございます。

第3款諸支出金、第1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、こちらにつきましては、本年度予算額は1,000円で頭出しとなっておりますが、土地開発基金の償還金を予定するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の255ページをお開きください。

議案第24号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成27年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,825万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

それでは、民生部関係の予算説明資料をまたおあげいただきたいと思います。

3ページをお開きください。

予算額一覧表で、歳入でございます。

まず、1款の保険料、1項の介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。本年度予算額が5億4,009万3,000円、前年度対比7,142万7,000円の増でございます。説明欄を見ていただきますと、内容につきましては現年度分特別徴収保険料が4億7,985万2,000円、現年度分普通徴収保険料が5,868万1,000円、滞納繰越分の普通徴収保険料が156万円となっております。

2款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金3億6,929万2,000円、前年度対比3,304万8,000円の増となっております。2項の国庫補助金、1目の調整交付金3,374万8,000円、前年度対比806万円の増でございます。2目の地域支援事業交付金160万3,000円、前年度対比46万7,000円、これは介護予防事業に対する国の補助金でございます。3目の地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業でございますが、予算額が1,152万2,000円、前年度対比30万9,000円の増となっております。

3款支払基金交付金、総額5億8,224万円、内訳といたしましては、1目の介護給付費交付金が5億8,044万5,000円、前年度対比3,348万7,000円の増でございます。2目の地域支援

事業支援交付金179万5,000円、47万8,000円の前年度対比増でございます。

4 款の県支出金、1 項の県負担金、1 目の介護給付費負担金、本年度予算額は2億8,923万5,000円、前年度と比較いたしますと1,250万9,000円の増でございます。2 項県補助金、1 目の地域支援事業交付金（介護予防事業）が80万1,000円、2 目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）576万1,000円、ともに県の事業に対する支出金でございます。

5 款財産収入10万円、利子及び配当金の10万円でございます。

6 款繰入金、一般会計繰入金で、まず1 目の介護給付費繰入金2億5,912万7,000円、前年度対比2,336万9,000円の増額でございます。2 目の地域支援事業繰入金80万1,000円、これは介護予防事業対応でございますが、前年度対比23万3,000円の増でございます。3 目の地域支援事業繰入金、包括的支援事業と任意事業に対する一般会計からの繰り入れでございますが、本年度は576万1,000円、前年度15万5,000円の増でございます。あと、4 目といたしまして、その他一般会計繰入金で4,116万8,000円、前年度対比860万4,000円でございます。これは海部南部広域事務組合の負担金等でございます。2 項の基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金1,700万円、前年度対比606万1,000円の増でございます。

あと、繰越金、諸収入、預金利子、雑入等につきましては、ほぼ頭出しの予算でございます。

歳入総額21億5,825万9,000円が介護保険管理特別会計の27年度の歳入予算でございます。

次に、4 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費4,114万2,000円、対前年度比860万4,000円の増でございます。2 項徴収費が2万6,000円。

2 款の保険給付費、1 項の保険給付費、うち1 目の保険給付費が20億3,910万4,000円、前年度対比1億8,756万8,000円、2 目の審査支払手数料156万9,000円、18万4,000円の増でございます。2 項の高額介護サービス等費で、実際は1 目の高額介護サービス等費で3,234万8,000円、前年度79万5,000円の減となっております。

3 款の地域支援事業費、1 項の介護予防事業費、1 目の介護予防事業費として641万3,000円、前年度対比186万9,000円の増でございます。2 項の包括的支援事業・任意事業費2,954万4,000円、前年度対比115万6,000円となっております。

4 款基金積立金、介護給付費準備基金積立金として10万1,000円の予算を計上させていただきました。

次に、5 款の諸支出金、償還金及び還付加算金、内訳といたしまして、第1号被保険者保険料還付加算金と償還金がございまして、1 目第1号被保険者保険料還付加算金のほうが1万円、2 目の償還金のほうが800万円の予算計上となっております。

あと、2 項繰出金と6 款予備費につきましては頭出し予算となっております。

歳出総額21億5,825万9,000円でございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

ご提案申し上げます。

予算書の277ページをごらんください。

議案第25号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成27年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ953万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。
平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

284ページ、285ページをごらんください。

歳入でございます。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額1,000円でございます。これにつきましては、平成20年度以降、新規加入がありませんので、頭出しの1,000円とさせていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額は435万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は517万6,000円でございます。

第4款繰越金、第5款の諸収入でございますが、これにつきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

次に、286ページ、287ページをごらんください。

歳出でございます。

3歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額953万1,000円でございます。これにつきましては、11需用費から28繰出金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず11需用費の電気料216万円でございます。それから12役務費の汚泥の抜き取り手数料122万4,000円でございます。13委託料といたしましては処理施設の維持管理業務委託で300万円でございます。15の工事請負費は下水道管渠維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内の機器整備修繕工事を含めまして244万4,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、公共下水道をさせていただきます。

ご提案申し上げます。

予算書の289ページをお願いいたします。

議案第26号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成27年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億273万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

292ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為についてご説明申し上げます。

平成29年4月1日から特別会計から企業会計への移行を進めるためのものがございます。

事項、企業会計システム構築委託料、期間、平成28年度、限度額、432万円でございます。

次に、第3表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業の事業を行うために起債を起こすものがございますが、本年度につきましては、起債の目的として公共下水道事業3億1,950万円、流域下水道事業として3,510万円、合わせて3億5,460万円の起債を予定しております。起債の方法といたしましては証書借り入れ。なお、利率、償還の方法につきましては、後でお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

それでは、296ページと297ページをごらんください。

歳入でございます。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目下水道整備事業費分担金は2,000円と、2目流域関連分担金は1,000円でございます。合計で本年度予算額3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の分担金でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項負担金、1目流域関連受益者負担金、これにつきましては、流域関連受益者負担金6,390万1,000円と、流域関連受益者負担金滞納繰越分1,000円でございます。合計といたしまして、本年度予算額は6,390万2,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額1億4,460万3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の使用料でございます。第2款使用料及び手数料、第2項手数料、1目総務手数料、本年度予算額26万8,000円でございます。これにつきましては総務管理手数料といたしまして、計画審査手数料、排水設備工事検査手数料、指定工事店指名手数料、責任技術者登録手数料として計上させていただきました。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金で3億5,000万円でございます。社会資本整備総合交付金として計上させていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額が2億8,435万6,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金と、第6款諸収入、第1項延滞金、1目延滞金と、次の第6款諸収入、第2項預金利子、1目預金利子につきましては頭出し予算の1,000円でございます。

次に、第6款諸収入、第3項雑入、1目雑入でございます。本年度予算額が500万2,000円、内容につきましては、消費税等の還付金500万円、消費税等還付加算金と雑入で2,000円を見込んでおります。

第7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額3億5,460万円でございます。先ほど292ページで第3表の説明を申し上げましたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債を合わせまして起債の資金を見込んでおります。

続いて、歳出に入ります。

300ページ、301ページをお願いいたします。

3歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2給料から28繰出金までで成り立っております。主なものといたしましては、一般管理人件費で2給料のほうで2,135万9,000円でございます。それから一般管理事務費、7賃金の雇用賃金といたしまして277万9,000円でございます。

1ページはねていただきまして、企業会計化事業で、13委託料の固定資産調査等委託料674万円と企業会計システム構築委託料1,296万円でございます。

次に、304ページ、305ページをお願いいたします。

事業費に入ります。第2款事業費、第1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、本年度予算額8億5,258万5,000円でございます。これにつきましては、11需用費から22補償、補填及び賠償金までで成り立っております。主なものといたしましては、13委託料の8,400万7,000円でございますが、これにつきましては、3実施詳細設計委託業務と4認可設計委託業務及び公共下水道管渠工事検査委託料で成り立っております。それから15工事請負費でございますが、公共下水道管渠布設工事等の6億5,430万円でございます。

それから、19負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、主なものといたしましては、1日光川下流流域下水道事業負担金3,521万1,000円と、2の補助金についても公共下水道整備接続促進費補助金等で888万5,000円を上げさせていただいております。22補償、補填及び賠償金7,000万円でございます。

次に、2目維持管理費では1億4,916万2,000円を上げさせていただいております。この主なものといたしましては、13委託料につきましては1,025万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、19負担金、補助及び交付金の日光川下流流域下水道維持管理費負担金1億2,338万4,000円を上げさせていただいております。それから、豊台団地の管理運営事業363万9,000円と東水明台団地管理運営事業268万6,000円を上げさせていただいております。

次に、公債費でございます。第3款公債費、第1項公債費につきましては、元金といたしまして7,431万6,000円を上げさせていただいております。利子といたしましては5,746万3,000円でございます。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、1目予備費として10万円を計上させていただきました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてご提案申し上げます。

予算書の317ページをごらんください。

議案第27号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成27年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,709万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、先ほどごらんいただきました民生部の説明関係資料の5ページをお開きください。

それでは、後期高齢者医療保険事業特別会計の歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目の後期高齢者医療保険料

でございます。本年度予算額が3億4,084万5,000円、前年度対比609万5,000円の減額でございます。説明欄にその内訳が掲示してございます。現年度分の特別徴収保険料が1億9,048万9,000円、現年度分の普通徴収保険料が1億4,831万9,000円、滞納繰越分の普通徴収保険料として203万7,000円の予算計上をさせていただきました。

2款の県支出金、1項県負担金、1目の保険基盤安定拠出金、本年度予算額4,539万3,000円、前年度対比608万4,000円の増額でございます。これは保険料軽減分に対する県の負担分でございます。

3款の使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料で1,000円の頭出し予算でございます。

4款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金、本年度予算額3億961万4,000円、前年度対比1,179万2,000円の減でございます。2目の保険基盤安定繰入金、1,513万1,000円、前年度対比202万8,000円の増額でございます。3目の事務費繰入金、1,409万9,000円、前年度対比119万6,000円の増でございます。内訳といたしましては、一般事務費の繰入金が550万7,000円、広域連合への納付金が859万2,000円でございます。

5款の諸収入、1項延滞金、加算金及び過料でございまして、延滞金は1,000円の頭出し、還付加算金として1万円の予算を計上させていただきました。あと、2項預金利子、3項の雑入につきましても頭出し予算でございます。

6款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金200万円を計上させていただきました。

歳入総額7億2,709万6,000円となります。

6ページをごらんください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理事務費、本年度予算額541万6,000円、前年度対比40万6,000円の増でございます。2項の徴収費、1目賦課徴収費9万1,000円でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7億1,957万6,000円、前年度対比が897万8,000円の減でございまして、内訳につきましては右欄の療養給付費負担金に係る部分が3億961万4,000円、保険料等負担金が4億137万円、事務費負担金が859万2,000円の内訳となっております。

3款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金、1目の還付加算金が1万円、2目の償還金が200万1,000円、前年度と同額でございます。2項の繰出金につきましては頭出し予算でございます。

なお、4款予備費につきましても、1,000円の頭出し予算とさせていただきました。

歳出総額7億2,709万6,000円。

以上で、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

では、水道事業のほうをさせていただきます。

お手元の資料のほうをよろしくお願ひいたします。

ご提案申し上げます。

1 ページをごらんください。

議案第28号 平成27年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成27年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量ですが、明細（1）年間総量といたしましては446万2,000立米、（2）1日平均といたしましては1万2,224立米でございます。（3）1人1日当たりの平均といたしましては334リットルでございます。

2、有収水量といたしましては401万立米でございます。

3、有収率といたしましては89.9%を上げさせていただきました。

4、給水加入件数は1万3,458件。

5、給水人口は3万6,600人。

6、建設改良費につきましては、（1）事務費から（4）固定資産取得費までの合計で2億3,654万7,000円となります。

区分2の職員計画でございますが、1の損益勘定所属職員3名と、2の資本勘定所属職員1名でございます。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で8億226万3,000円でございます。

1 ページはねていただきまして、支出でございます。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で6億9,917万1,000円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,186万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,206万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,012万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,967万6,000円で補てんするものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で8,576万2,000円。支出といたしましては、第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計で2億7,762万4,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,173万8,000円、(2) の交際費1万円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、573万4,000円と定める。

平成27年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、4ページの平成27年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、20ページの平成27年度資本的収支と補填財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

21ページの平成27年度予算実施計画明細書につきましては、A3の別添の資料で説明させていただきます。

平成27年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益までの合計で7億6,599万6,000円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から4目の雑収益までの合計で3,626万5,000円で計上させていただき、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては8億226万3,000円、前年度予定額は8億988万円で、761万7,000円の減でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用の合計で6億7,104万1,000円、それから第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で2,308万円、第3項の特別損失といたしましては、1目の固定資産売却損から3目のその他特別損失までの合計で5万円でございます。第4項1目の予備費については500万円を計上させていただき、本年度予算額といた

しましては6億9,917万1,000円、前年度予算額は7億2,766万円で、比較いたしますと2,848万9,000円の減でございます。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、第1項の工事負担金、1目工事負担金でございます。8,576万1,000円、第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円、合計で8,576万2,000円でございます。前年度予算額は9,255万円で、比較いたしますと678万円の減でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で2億3,654万7,000円、第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は4,077万7,000円、第3項の予備費につきましては30万円、合計いたしまして2億7,762万4,000円、前年度予算額は2億6,467万8,000円で、比較いたしますと1,294万6,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,186万2,000円につきましては、先ほど第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号ないし議案第28号は、来る3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号ないし議案第28号の8議案については精読とされ、3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2議案を日程に追加し、議題とすることに決定いた

しました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第35 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
海部地区急病診療所組合議会議員に黒川勝好君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました黒川勝好君を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました黒川勝好君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました黒川勝好君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 吉田正昭君

追加日程第36 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
海部南部広域事務組合議会議員に山田新太郎君、佐藤茂君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山田新太郎君、佐藤茂君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山田新太郎君、佐藤茂君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました山田新太郎君、佐藤茂君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 吉田正昭君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。

(午後 3時28分)